留守家庭児童会延長使用申請書

令和　　年　　月　　日

羽曳野市教育委員会　様

申請者(保護者)　住　　所　羽曳野市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、留守家庭児童会の延長使用を申請します。
なお、使用にあたり延長使用について、使用条件を遵守します。

記

延長使用開始日	令和　　年　　月　　日	
延長使用する児童の氏名	ふりがな	
児童会名・学年	＿＿＿＿＿＿＿＿留守家庭児童会(教室)・＿＿年生	
迎えに来る保護者等 **登録できる保護者等については、高校生以上に限ります。**	1	ふりがな 氏名　　児童との続柄 連絡先
	2	ふりがな 氏名　　児童との続柄 連絡先
	3	ふりがな 氏名　　児童との続柄 連絡先

【延長利用条件】

- 延長利用をするには、延長利用開始の14日前（その日が市の休日の場合はその前日）までに申請すること。
- 延長使用申請書の提出後は、延長使用停止届の提出がない限り、利用の有無にかかわらず延長使用料が発生すること（使用料の日割りは行わない。）
- 延長利用をする前月の指定日までに延長使用予定表を提出すること。すでに提出した延長使用予定表の利用希望日に変更がある場合は、事前に電話や連絡帳での連絡を行うこと。
- 延長利用時は児童のみでの帰宅は行わないため、保護者証を持っている者が、午後6時30分までに必ず児童を迎えに来ること。
- 延長使用許可後に配布する、各学童教室の注意事項を遵守すること。

※ 延長利用条件が著しく遵守されない場合、延長使用の利用を停止することがあります。

担当課使用欄

教室受付日	予定表確認	連絡確認	次世代育成課受付日
／	渡・受(　／　)		